



島根県報

令和5年10月17日（火）

第 4 5 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高 齢 者 福 祉）	2
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	2
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（下 水 道 推 進 課）	2

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技 術 管 理 課）	3
島根県立中央病院設備運転管理業務委託に係る提案競技の実施	（病 院 局）	4

告 示

島根県告示第682号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和5年10月17日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人恵和会	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション 恵水	大田市大田町イ860番地 3	令和5年11月1日
	介護予防訪問リハビリテーション			

島根県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年10月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町門田843-20、843-21、844-25から844-29まで、844-31、844-33から844-36まで、845-25、845-26、金城町小国イ868-17、イ868-22
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第684号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和5年10月17日

島根県知事 丸 山 達 也

第1条中「炭化製品化業務」という。）の次に「、下水汚泥資源化業務（セメント原料化業務、肥料原料化業務及び炭化製品化業務を除く。以下「資源化業務」という。）」を加える。

第2条第2項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 資源化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可（下水汚泥の再生利用業務に係るものに限り、前3号に規定する許可を除く。）を受けていないもの

第3条第1項第1号中「炭化製品化業務」の次に「、資源化業務」を加える。

様式第1号中

「

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥炭化製品化業務	を
--	------------------------------	---

」

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥炭化製品化業務	に改める。
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥資源化業務	

様式第3号の2中 「・下水汚泥炭化製品化」を 「・下水汚泥炭化製品化
・下水汚泥資源化」に改め、同様式表面に備考として次のよう

に加える。

備考 処理の方法は、下水汚泥資源化の場合においては、処理の方法及び下水汚泥を再生利用する内容を記載すること。

附 則

この告示は、令和5年10月17日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（水準測量）
- 2 作業期間
令和5年10月5日から同年12月25日まで
- 3 作業地域
出雲市内神戸川沿線

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について出雲市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年10月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和5年8月24日から令和6年3月22日まで
- 3 作業地域
出雲市内の一部

島根県立中央病院設備運転管理業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年10月17日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

島根県立中央病院設備運転管理業務委託

(2) 仕様

「島根県立中央病院設備運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務履行場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 提案価格の上限額

856,347千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

当該提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。

(5) 島根県が行う庁舎の清掃及び警備業務等の委託、建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 平成25年4月1日から、この公告の日までに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（400床以上の病床を有する者に限る。）において、設備運転管理業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

3 提案競技説明に関する事項

(1) 提案競技実施要領、様式等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

令和5年10月17日（火）から同年11月10日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 配布場所

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課（島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階）

ウ 配布手続

島根県立中央病院のホームページにおいて掲載する「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

ア 日時 令和5年10月24日（火） 午前10時

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出し、2の参加資格を有することの確認を受けなければならない。

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書

ウ 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

エ 直近の財務諸表（決算報告書）

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 2の(8)を確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証の写し等）

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和5年11月10日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

エ 提出先

12に同じ

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質疑票により電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

12に同じ

(3) 提出期限は、令和5年11月21日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

7 提案書及び見積書の提出

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び見積書を提出すること。

(1) 提案書の内容

仕様書を元に「島根県立中央病院設備運転管理業務に係る提案書作成要領」のとおり記載することとし、新たな業務事項及び将来的な構想がある場合は、その旨がわかるように表示すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作権・情報等については、提案者において開示の承諾を得たうえで表示すること。

なお、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

(2) 要求する仕様

仕様書のとおり

(3) 提案書の形式

形式は自由とする。ただし、用紙サイズは全てA4判とし、ページを付すこと。

(4) 見積書の記載事項

書式に従い記入し、値引き等の記載は行わないこと。

(5) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

提案書 10部

配置予定受託責任者届 10部

設備運転管理業務実績一覧 10部

見積書 1部

電子データ（CD-R又はDVD-R） 1部

ウ 提出期限

令和5年12月4日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

エ 提出先

12に同じ

8 選定方法

(1) 審査手順

島根県立中央病院設備運転管理業務総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

ア 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーション等を実施する。ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。

イ プレゼンテーション等の日程は、令和5年12月15日（金）を予定しているが、実施日時等については該当者のみに別途通知する。

(2) 提案者の評価方法

ア 提案価格が提案価格の上限額の範囲内の提案書について評価を行う。

イ 提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には失格とし、評価は行わない。

ウ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

エ 評価項目は次のとおりとする。

(ア) 提案者の規模・実績など会社の体制、受注能力

(イ) 受託責任者等の技術力や実績及び実施体制

(ウ) 設備保守・運転管理等業務における実施方針

(エ) 上記以外の視点における提案の有無

(オ) 見積金額

(3) 選定結果の通知

選定結果については、以下のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーション等を行わないこととなった者に対しては、プレ

ゼンテーション等の日程の通知に併せてその旨の通知を行う。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 評価委員会委員の構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問い合わせ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416

ファックス 0853-21-2975

電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

13 Summary

- (1) Title and quantity of procurement service : Shimane Prefectural Central Hospital Equipment Operation Management subcontract, 1 set

- (2) Deadline for submission of qualification documents for proposal competition : 17 : 00, 10 November 2023
- (3) Deadline for submission of proposal document and quotation : 17 : 00, 4 December 2023
- (4) Contact regarding proposal competition : Facility Management Division, Department of Management, Shimane Prefectural Central Hospital Executive Office 4 - 1 - 1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan
TEL : 0853-30-6416